

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月27日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県条例第45号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第8条の2</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に<u>掲げる額</u>を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職及び医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける職員の職のうち医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で、人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>413,300円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>50,500円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第8条の2</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に<u>定める額</u>を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職及び医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける職員の職のうち医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で、人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>413,800円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>50,600円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p>

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の80（特定幹部職員にあつては、100分の100）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5（特定幹部職員にあつては、100分の47.5）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

5 当分の間、別表第1から別表第4までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の100.87（医療職給料表(1)にあつては、100分の100.9）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特定幹部職員にあつては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

5 当分の間、別表第1から別表第4までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500	
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200	
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800	
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600	
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200	
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700	
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800		
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200		
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500		
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800		

	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400		
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800		
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200		
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500		
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800		
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200		
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500		
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800		
再任用職員以外の職員	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100		
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300			
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600			
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900			
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200			
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500			
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800			
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100			
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300			
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600			
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900			
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200			
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400			
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700			
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000			
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200			
	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400			
	78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700			
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000			
	80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200			
	81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400			
	82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700			
	83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000			
	84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200			
	85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400			
	86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500				
	87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800				
	88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000				
	89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200				
	90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500				
	91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800				
	92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000				
	93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200				
	94		294,000	341,800	380,700					
	95		294,400	342,300	381,100					
	96		294,800	342,700	381,500					

	97		295,000	342,800	381,800						
	98		295,300	343,300	382,300						
	99		295,700	343,700	382,700						
	100		296,100	344,000	383,100						
	101		296,300	344,300	383,400						
	102		296,600	344,700							
	103		297,000	345,100							
	104		297,300	345,500							
	105		297,500	346,000							
	106		297,800	346,400							
	107		298,200	346,800							
	108		298,500	347,200							
	109		298,700	347,700							
	110		299,100	348,100							
	111		299,500	348,400							
	112		299,800	348,700							
	113		299,900	349,200							
	114		300,200								
	115		300,500								
	116		300,900								
	117		301,100								
	118		301,300								
	119		301,600								
	120		301,900								
	121		302,300								
	122		302,500								
	123		302,800								
	124		303,100								
	125		303,400								
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200	520,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条及び附則第4項に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

## 研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 141,700	円 191,400	円 278,000	円 329,500	円 387,700	円 522,500
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600	525,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300	528,700
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100	531,800
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300	534,900
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000	537,300
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700	539,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400	542,100
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000	544,500
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600	546,200
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300	548,100
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100	550,000
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700	551,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400	553,000
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200	554,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900	555,200
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400	556,300
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000	557,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500	557,600
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100	558,200
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600	558,900
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200	
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800	
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300	
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500	
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800	
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300	
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800	
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300	
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800	
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300	
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800	
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100	
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500	
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900	
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400	
	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800	
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300	
	39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700	
	40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200	
	41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500	
	42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700	
	43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900	
	44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100	

	45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
	46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
	47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
	48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
	49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
	50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
	51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
	52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
	53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
	54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
	55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
	56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
	57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
	58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
	59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
	60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
	61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
	62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
	63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
	64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
	65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
	66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
	67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
	68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
再任 用職 員以 外の 職員	69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
	70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
	71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
	72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
	73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
	74	261,200	317,800	387,800		
	75	262,600	318,900	388,400		
	76	263,700	320,000	389,100		
	77	264,800	321,100	389,800		
	78	266,000	322,100	390,400		
	79	267,300	323,000	391,000		
	80	268,400	323,900	391,600		
	81	269,800	325,000	392,200		
82	271,100	325,800	392,800			
83	272,400	326,500	393,400			
84	273,600	327,300	394,000			
85	274,700	327,800	394,500			
86	275,800	328,300	395,000			
87	277,100	328,800	395,500			
88	278,300	329,300	396,200			
89	279,300	329,600	396,600			
90	280,500	330,100				
91	281,600	330,600				
92	282,800	331,100				
93	283,800	331,400				
94	284,800	331,800				
95	285,800	332,300				

96	286,800	332,800				
97	287,300	333,300				
98	288,200	333,800				
99	288,900	334,300				
100	289,800	334,800				
101	290,700	335,300				
102	291,400	335,800				
103	292,100	336,300				
104	292,800	336,800				
105	293,500	337,300				
106	294,000	337,700				
107	294,500	338,200				
108	295,000	338,600				
109	295,200	339,100				
110	295,600	339,500				
111	295,900	340,000				
112	296,200	340,400				
113	296,500	340,900				
114	296,800	341,300				
115	297,100	341,800				
116	297,400	342,200				
117	297,700	342,700				
118	298,100	343,100				
119	298,400	343,500				
120	298,800	343,900				
121	299,100	344,300				
再任用職員	216,700	257,900	282,700	325,100	383,600	522,300

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



別表第3（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600	565,700
	2	247,700	333,500	398,400	472,900	568,800
	3	250,200	336,400	401,300	475,100	571,900
	4	252,700	339,400	404,100	477,400	575,000
	5	255,000	342,100	406,800	479,700	577,900
	6	258,800	345,400	409,500	481,900	580,300
	7	262,600	348,500	412,300	484,100	582,700
	8	266,400	351,600	415,000	486,300	585,100
	9	270,000	354,500	417,500	488,300	587,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400	588,800
	11	278,000	360,500	422,900	492,500	590,300
	12	282,000	363,700	425,600	494,600	591,800
	13	285,800	366,700	428,000	496,700	593,300
	14	289,800	370,300	430,500	498,800	594,400
	15	293,700	373,500	432,900	500,900	595,500
	16	297,600	377,200	435,400	503,000	596,400
	17	301,400	380,800	437,600	505,100	597,600
	18	305,000	383,500	440,000	507,100	598,600
	19	308,500	386,300	442,400	509,100	599,600
	20	312,100	389,000	444,800	511,100	600,600
	21	315,700	391,900	446,600	512,900	601,600
	22	319,400	394,500	449,000	514,700	
	23	322,900	397,100	451,400	516,600	
	24	326,400	399,500	453,700	518,500	
	25	329,900	401,800	455,800	520,200	
	26	332,700	404,100	458,100	522,000	
	27	335,300	406,400	460,300	523,800	
	28	337,900	408,700	462,600	525,600	
	29	340,700	411,000	464,800	527,400	
	30	342,800	413,100	467,100	529,200	
	31	345,000	415,100	469,400	531,000	
	32	347,400	417,200	471,600	532,800	
	33	349,700	419,300	473,600	534,400	
	34	352,100	421,200	475,700	536,200	
	35	354,300	423,200	477,800	537,900	
	36	356,800	425,200	479,900	539,700	
	37	359,200	427,200	482,000	541,300	
	38	361,600	429,200	483,800	542,900	
	39	364,000	431,200	485,600	544,300	
	40	366,200	433,200	487,400	545,900	
	41	368,500	435,100	489,100	547,400	
	42	369,900	436,900	490,900	548,800	
	43	371,400	438,600	492,700	550,200	
	44	372,800	440,400	494,500	551,500	

	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700
	48	378,700	447,600	501,400	555,700
	49	379,900	449,400	503,000	556,700
	50	380,900	451,100	504,300	557,600
	51	381,900	452,900	505,600	558,500
	52	382,800	454,700	506,900	559,400
	53	383,800	456,600	508,100	560,200
	54	384,700	457,800	509,400	561,100
	55	385,600	459,000	510,700	562,000
	56	386,500	460,200	512,000	562,900
再任用職員以外の職員	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
	59	389,100	463,400	514,600	565,600
	60	389,900	464,400	515,400	566,300
	61	390,600	465,200	516,300	567,200
	62	391,100	465,900	517,100	568,100
	63	391,500	466,600	518,000	569,000
	64	392,000	467,300	518,800	569,900
	65	392,300	468,000	519,700	570,800
	66		468,700	520,600	571,700
	67		469,400	521,300	572,600
	68		470,100	522,200	573,500
	69		470,500	523,100	574,400
	70		471,200	523,900	
	71		471,900	524,800	
	72		472,600	525,700	
	73		473,000	526,500	
	74		473,600	527,400	
75		474,300	528,300		
76		475,000	529,000		
77		475,400	529,800		
78		476,000	530,700		
79		476,600	531,600		
80		477,100	532,500		
81		477,700	533,300		
82		478,200	534,200		
83		478,700	535,100		
84		479,200	536,000		
85		479,600	536,800		
86		480,200	537,700		
87		480,600	538,600		
88		481,100	539,500		
89		481,600	540,300		
90		482,200			
91		482,800			
92		483,200			
93		483,700			
94		484,300			

	95		484,900			
	96		485,500			
	97		486,000			
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200	565,100

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200

	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	443,400
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	443,700
	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	444,000
再任用職員以外の職員	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	444,300
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	444,700
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	445,000
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	445,300
	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	445,600
	62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
	63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
	64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	
	65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
	66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	405,500	
	67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	405,800	
	68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	406,100	
	69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800	406,300	
	70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300	406,600	
	71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800	406,900	
	72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	407,200	
	73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	407,400	
	74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400		
	75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000		
	76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600		
	77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100		
	78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600		
	79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100		
	80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600		
	81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900		
	82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400		
	83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800		
	84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200		
	85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600		
	86		288,700	324,600	345,500			
	87		288,900	324,800	345,800			
	88		289,100	325,200	346,100			
	89		289,500	325,600	346,500			
	90		289,700	326,000	346,800			

	91		289,900	326,400	347,200			
	92		290,100	326,800	347,500			
	93		290,500	327,100	347,900			
	94		290,700	327,300	348,200			
	95		290,900	327,700	348,500			
	96		291,200	328,000	348,800			
	97		291,600	328,200	349,100			
	98		291,900	328,500	349,500			
	99		292,100	328,800	349,900			
	100		292,400	329,100	350,300			
	101		292,700	329,300	350,800			
	102		292,900	329,600	351,200			
	103		293,100	330,000	351,600			
	104		293,400	330,200	352,000			
	105		293,700	330,300	352,500			
	106			330,600				
	107			331,000				
	108			331,200				
	109			331,400				
	110			331,800				
	111			332,200				
	112			332,600				
	113			332,800				
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500

19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	

	69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900
	70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	430,300
	71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	430,600
	72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	430,900
	73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	431,300
	74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	431,700
	75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	432,000
	76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	432,300
	77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	432,700
	78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800	
	79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300	
	80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600	
	81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900	
	82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400	
再任	83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800	
用職	84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100	
員以	85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400	
外の	86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900	
職員	87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400	
	88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800	
	89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100	
	90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500	
	91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000	
	92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400	
	93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800	
	94	280,900	314,200	347,600	365,600	392,200	
	95	281,800	314,900	348,300	366,000	392,700	
	96	282,800	315,500	348,900	366,300	393,100	
	97	283,600	316,200	349,300	366,900	393,500	
	98	284,400	316,500	349,700	367,400		
	99	285,000	317,100	350,200	367,900		
	100	285,900	317,800	350,600	368,400		
	101	286,700	318,200	351,100	369,000		
	102	287,500	318,800	351,500	369,500		
	103	288,300	319,400	352,000	370,000		
	104	289,100	320,000	352,400	370,400		
	105	289,800	320,400	352,700	371,000		
	106	290,300	320,900	353,200	371,500		
	107	290,800	321,400	353,600	372,000		
	108	291,300	321,900	353,900	372,500		
	109	291,500	322,300	354,400	373,100		
	110	291,800	322,700	354,900	373,500		
	111	292,000	323,000	355,400	374,000		
	112	292,400	323,300	355,900	374,500		
	113	292,700	323,700	356,400	375,100		
	114	292,900	324,100	356,900			
	115	293,300	324,500	357,400			
	116	293,600	324,800	357,800			
	117	293,900	325,000	358,200			
	118	294,200	325,300	358,600			
	119	294,500	325,700	359,100			

120	294,900	325,900	359,600				
121	295,200	326,100	360,000				
122	295,600	326,400	360,500				
123	295,900	326,700	361,000				
124	296,300	327,000	361,500				
125	296,500	327,200	361,800				
126	296,700	327,500					
127	297,000	327,900					
128	297,400	328,100					
129	297,600	328,200					
130	297,900	328,500					
131	298,300	328,900					
132	298,700	329,100					
133	298,900	329,400					
134	299,200	329,800					
135	299,600	330,200					
136	299,900	330,600					
137	300,100	330,900					
138	300,400	331,300					
139	300,800	331,700					
140	301,100	332,100					
141	301,300	332,400					
142	301,700	332,800					
143	302,100	333,100					
144	302,400	333,500					
145	302,500	333,800					
146	302,800	334,200					
147	303,100	334,600					
148	303,500	335,000					
149	303,700	335,300					
150	303,900	335,700					
151	304,200	336,100					
152	304,500	336,500					
153	304,900	336,800					
154	305,100						
155	305,300						
156	305,600						
157	305,900						
158	306,200						
159	306,500						
160	306,800						
161	307,200						
162	307,500						
163	307,800						
164	308,100						
165	308,500						
166	308,800						
167	309,100						
168	309,400						
169	309,800						



再任用職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第4条関係)

## 福 祉 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	155,000	205,300	251,200	272,400	317,700	361,800
	2	156,200	207,100	252,800	274,200	319,900	364,400
	3	157,400	208,900	254,200	275,800	322,200	366,900
	4	158,600	210,600	255,800	277,300	324,400	369,500
	5	159,600	212,300	257,000	279,100	326,600	371,500
	6	161,100	214,100	258,300	281,200	328,600	374,000
	7	162,500	215,900	259,700	283,300	330,800	376,300
	8	163,900	217,600	261,100	285,600	333,000	378,800
	9	165,200	219,500	262,300	287,600	335,100	381,300
	10	166,600	221,000	263,800	289,700	337,300	384,000
	11	168,000	222,400	265,100	291,900	339,400	386,600
	12	169,500	223,800	266,200	294,000	341,600	389,300
	13	171,000	225,300	267,500	295,900	343,500	391,700
	14	172,500	226,900	269,200	298,200	345,500	394,000
	15	174,000	228,500	270,900	300,400	347,600	396,200
	16	175,400	230,100	272,700	302,600	349,600	398,600
	17	177,000	231,500	274,300	304,700	351,400	400,400
	18	178,800	233,100	276,200	307,000	353,400	402,400
	19	180,500	234,600	278,000	309,200	355,200	404,300
	20	182,200	236,100	279,600	311,500	357,100	406,100
	21	183,700	237,300	281,200	313,600	359,100	408,000
	22	185,400	238,800	283,000	315,700	361,000	409,800
	23	187,100	240,100	284,600	317,900	363,000	411,600
	24	188,800	241,500	286,300	320,000	364,900	413,500
	25	190,400	243,000	288,200	322,000	366,900	415,300
	26	192,200	244,700	289,900	324,000	368,800	416,800
	27	194,000	246,200	291,700	326,100	370,800	418,300
	28	195,700	247,900	293,500	328,100	372,800	419,900
	29	197,500	249,300	295,000	330,100	374,300	421,500
	30	199,000	250,600	296,700	332,200	376,100	422,800
	31	200,500	251,900	298,400	334,200	377,900	424,100
	32	201,900	253,300	300,000	336,300	379,500	425,300
	33	203,400	254,600	301,500	338,000	381,300	426,500
	34	204,700	255,900	303,100	339,900	382,700	427,800
	35	206,000	257,200	304,600	341,800	384,200	429,100
	36	207,200	258,400	306,200	343,700	385,800	430,300
	37	208,500	259,800	307,900	345,100	387,200	431,500
	38	209,900	261,400	309,400	347,000	388,400	432,300
	39	211,300	263,000	310,900	348,900	389,600	433,100
	40	212,700	264,600	312,500	350,700	390,700	433,900
	41	213,700	266,000	313,900	352,600	391,800	434,500
	42	214,900	267,600	315,500	354,400	393,000	435,200
	43	216,000	269,200	317,000	356,200	394,200	435,900
	44	217,200	270,700	318,500	357,900	395,300	436,600

	45	218,100	272,400	319,700	359,700	396,000	437,400
	46	219,200	274,000	320,900	361,100	396,700	438,200
	47	220,200	275,600	322,100	362,600	397,400	438,600
	48	221,200	277,200	323,300	364,000	398,100	439,300
	49	222,100	278,700	324,300	365,000	398,700	439,800
	50	223,200	280,300	325,300	366,100	399,300	440,200
	51	224,300	281,900	326,200	367,200	399,800	440,600
	52	225,100	283,400	327,200	368,300	400,200	441,000
	53	225,700	285,000	328,100	369,200	400,600	441,400
	54	226,800	286,500	328,800	369,800	400,900	441,800
	55	227,500	287,900	329,600	370,600	401,200	442,200
	56	228,400	289,400	330,400	371,400	401,500	442,500
	57	229,200	290,800	331,000	372,200	401,800	442,800
	58	230,100	292,200	331,500	373,000	402,100	443,200
	59	230,900	293,700	332,100	373,800	402,400	443,500
	60	231,800	295,200	332,600	374,600	402,700	443,800
	61	232,800	296,500	333,100	375,500	403,000	444,100
	62	233,700	298,000	333,300	376,200	403,300	
	63	234,600	299,300	333,900	376,900	403,600	
	64	235,400	300,800	334,500	377,600	403,900	
	65	236,300	302,000	334,800	377,900	404,200	
	66	237,300	303,300	335,300	378,500	404,500	
	67	238,500	304,400	335,800	379,100	404,800	
	68	239,600	305,700	336,300	379,800	405,100	
	69	240,600	306,600	336,800	380,200	405,300	
	70	241,700	307,700	337,300	380,900	405,600	
	71	242,800	308,900	337,700	381,500	405,900	
	72	243,700	310,100	338,200	382,100	406,200	
	73	244,500	311,400	338,400	382,500	406,400	
	74	245,600	312,100	338,900	383,100	406,700	
	75	246,700	312,800	339,400	383,700	407,000	
再任	76	247,700	313,400	339,900	384,300	407,200	
用職	77	248,600	314,200	340,200	384,700	407,400	
員以	78	249,600	314,900	340,600	385,200	407,700	
外の	79	250,600	315,600	341,100	385,700	408,000	
職員	80	251,600	316,300	341,500	386,300	408,200	
	81	252,500	316,600	341,700	386,800	408,400	
	82	253,200	316,900	342,000	387,200		
	83	254,200	317,500	342,500	387,600		
	84	255,200	317,800	342,900	388,000		
	85	256,000	318,200	343,200	388,200		
	86	256,800	318,500	343,500	388,400		
	87	257,600	318,900	344,000	388,700		
	88	258,500	319,200	344,400	389,000		
	89	259,200	319,700	344,700	389,200		
	90	260,000	320,100	345,100	389,500		
	91	260,800	320,400	345,500	389,800		
	92	261,600	320,700	345,700	390,000		
	93	262,200	321,200	346,000	390,200		
	94	262,900	321,600		390,500		
	95	263,400	321,800		390,800		

96	264,100	322,200	391,000
97	264,800	322,600	391,200
98	265,500	323,000	
99	266,200	323,400	
100	266,900	323,800	
101	267,400	324,000	
102	267,900	324,300	
103	268,300	324,600	
104	268,800	324,900	
105	268,900	325,300	
106	269,200	325,500	
107	269,500	325,800	
108	269,800	326,200	
109	270,200	326,600	
110	270,500	326,900	
111	270,900	327,300	
112	271,200	327,600	
113	271,500	327,900	
114	271,800	328,300	
115	272,100	328,600	
116	272,500	328,800	
117	272,800	328,900	
118	273,100	329,300	
119	273,500	329,700	
120	273,900	330,100	
121	274,100	330,300	
122	274,300		
123	274,700		
124	275,000		
125	275,200		
126	275,500		
127	275,900		
128	276,300		
129	276,500		
130	276,900		
131	277,300		
132	277,600		
133	277,800		
134	278,100		
135	278,500		
136	278,800		
137	279,000		
138	279,300		
139	279,600		
140	279,900		
141	280,100		
142	280,300		
143	280,500		
144	280,800		
145	281,200		

	146	281,400					
	147	281,700					
	148	282,000					
	149	282,300					
	150	282,500					
	151	282,800					
	152	283,000					
	153	283,300					
再任用職員		200,700	240,200	254,500	287,600	314,300	356,000

備考 この表は、児童福祉施設、障害者支援施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第21条</b> (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員            当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の110</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の52.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第21条</b> (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員            当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の85</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の50</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在（離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在）において受けるべき報酬月額又は給料月額及びその報酬月額又は給料月額に100分の45を乗じて得</p>	<p>(期末手当)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在（離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在）において受けるべき報酬月額又は給料月額及びその報酬月額又は給料月額に100分の45を乗じて得</p>

<p>た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**第4条** 特別職の職員等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在（離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在）において受けるべき報酬月額又は給料月額及びその報酬月額又は給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の150</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在（離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在）において受けるべき報酬月額又は給料月額及びその報酬月額又は給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の155</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第5条** 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年静岡県条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与に関する特例)</p> <p><b>第5条</b> 第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p><b>第5条</b> 第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。</p>

以下同じ。)である職員を除く。以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	<u>393,000</u>
2	<u>453,000</u>
(略)	(略)

- 2 第2条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員である職員を除く。以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	<u>327,000</u>
2	<u>363,000</u>
3	<u>391,000</u>

- 3～6 (略)  
(給与条例等の適用除外等)

#### 第6条 (略)

- 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「、6月

以下同じ。)である職員を除く。以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	<u>394,000</u>
2	<u>454,000</u>
(略)	(略)

- 2 第2条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員である職員を除く。以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	<u>328,000</u>
2	<u>364,000</u>
3	<u>392,000</u>

- 3～6 (略)  
(給与条例等の適用除外等)

#### 第6条 (略)

- 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「、6月



に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

- 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

#### 附 則

- 2 当分の間、第5条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項の給料表及び同条第2項の給料表に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の100.87を乗じて得た額とする。

に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

- 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

#### 附 則

- 2 当分の間、第5条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項の給料表及び同条第2項の給料表に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 第6条 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与条例等の適用除外等)	(給与条例等の適用除外等)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第18条の2第1	2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第18条の2第1

項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

- 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の

項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

- 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の

137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第7条** 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年静岡県条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p><b>第4条</b> 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>371,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>419,000</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第4条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用さ</p>	号給	給料月額		円	1	<u>371,000</u>	2	<u>419,000</u>	(略)	(略)	<p>(給与に関する特例)</p> <p><b>第4条</b> 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>372,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>420,000</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第4条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用さ</p>	号給	給料月額		円	1	<u>372,000</u>	2	<u>420,000</u>	(略)	(略)
号給	給料月額																				
	円																				
1	<u>371,000</u>																				
2	<u>419,000</u>																				
(略)	(略)																				
号給	給料月額																				
	円																				
1	<u>372,000</u>																				
2	<u>420,000</u>																				
(略)	(略)																				

れた職員」と、給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

3 特定任期付職員に対する教職員給与条例第3条、第19条の2第1項、第20条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、教職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、教職員給与条例第19条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、教職員給与条例第20条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、教職員給与条例第21条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1

れた職員」と、給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

3 特定任期付職員に対する教職員給与条例第3条、第19条の2第1項、第20条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、教職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、教職員給与条例第19条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、教職員給与条例第20条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、教職員給与条例第21条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1

項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

**附 則**

2 当分の間、第4条第1項の規定の適用については、同項の給料表に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の100.87を乗じて得た額とする。

項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

**附 則**

2 当分の間、第4条第1項の規定の適用については、同項の給料表に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**第8条** 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与条例等の適用除外等) <b>第5条</b> (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第4条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とす	(給与条例等の適用除外等) <b>第5条</b> (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第4条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とす

る。

3 特定任期付職員に対する教職員給与条例第3条、第19条の2第1項、第20条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、教職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、教職員給与条例第19条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、教職員給与条例第20条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、教職員給与条例第21条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中

る。

3 特定任期付職員に対する教職員給与条例第3条、第19条の2第1項、第20条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、教職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、教職員給与条例第19条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、教職員給与条例第20条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、教職員給与条例第21条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中

<p>「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「一般職条例」という。）第21条第2項の改正を除く。）による改正後の一般職条例の規定、第5条の規定（静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条第2項及び第3項の改正を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第7条の規定（静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第5条第2項から第4項までの改正を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成28年4月1日（以下「適用日」という。）から、第1条の規定（一般職条例第21条第2項の改正に限る。）による改正後の一般職条例の規定、第3条の規定による改正後の特別職の職員等の給与等に関する条例（以下「改正後の特別職条例」という。）の規定、第5条の規定（任期付研究員条例第6条第2項及び第3項の改正に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第7条の規定（任期付職員条例第5条第2項から第4項までの改正に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。  
(適用日前の異動者の号給の調整)
- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(給与の内払)
- 4 第1条の規定による改正後の一般職条例（以下「改正後の一般職条例」という。）、改正後の特別職条例、第5条の規定による改正後の任期付研究員条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）又は第7条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職条例、第3条の規定による改正前の特別職の職員等の給与等に関する条例、第5条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第7条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の一般職条例、改正後の特別職条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。  
(人事委員会規則への委任)
- 5 附則第3項及び第4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。